

後期高齢者医療制度 (高額療養費)のお知らせ

～ 窓口負担割合が2割となる方への配慮措置の終了 ～

■ 窓口負担割合が2割となる方への配慮措置が終了となります

窓口負担割合が2割となる方に対して、令和4年10月1日から実施しておりました配慮措置が、令和7年9月診療分をもって終了となりますのでお知らせいたします。

【終了となる配慮措置の概要】

令和4年10月1日の施行後3年間（令和7年9月診療分まで）は、2割負担となる方について窓口負担割合の引き上げに伴い、1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑えます。（入院の医療費は対象外です。）

■ お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
☎011-290-5601

下川町 保健福祉課 医療給付係
〒098-1206 下川町幸町40番地1
総合福祉センター「ハピネス」内
☎01655-4-2511

秋の清掃美化週間と秋の清掃美化運動を実施します

秋の清掃美化週間

- | | | |
|---|------|--------------------|
| 1 | と き | 9月23日（火）から9月28日（日） |
| 2 | と ころ | 自宅周辺等 |
| 3 | 実施方法 | 各自で周辺の清掃をお願いします。 |

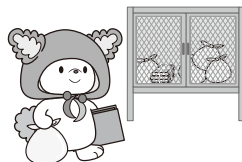


秋の清掃美化運動

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | と き | 9月28日（日） 午前8時から1時間程度 |
| 2 | と ころ | 公区内の道路、公園、施設等の周辺 |
| 3 | 実施方法 | 回収したごみは、埋立てごみとして処理しますので一般ごみ・資源ごみ等分別の必要はありません。袋に「クリーン作戦」と記入してごみステーションに出してください。 |

（注 草木・枝などはクリーン作戦としては出せません）

主 催 下川町
協 力 下川町衛生協会



■ お問い合わせ
町民生活課 生活環境係
☎4-2511内線118